

同志社女子大学学則 ㊦

同志社女子大学

(平成 27 年 4 月 1 日)

改正	1952（昭和27）年4月1日	1959（昭和34）年4月1日
	1963（昭和38）年4月1日	1964（昭和39）年4月1日
	1965（昭和40）年4月1日	1967（昭和42）年4月1日
	1968（昭和43）年4月1日	1969（昭和44）年1月6日
	1969（昭和44）年4月1日	1972（昭和47）年4月1日
	1973（昭和48）年4月1日	1974（昭和49）年4月1日
	1975（昭和50）年4月1日	1976（昭和51）年4月1日
	1977（昭和52）年4月1日	1979（昭和54）年4月1日
	1980（昭和55）年4月1日	1981（昭和56）年4月1日
	1982（昭和57）年4月1日	1983（昭和58）年4月1日
	1984（昭和59）年4月1日	1985（昭和60）年4月1日
	1986（昭和61）年4月1日	1987（昭和62）年4月1日
	1988（昭和63）年4月1日	1988（昭和63）年10月1日
	1989（平成1）年4月1日	1990（平成2）年4月1日
	1991（平成3）年4月1日	1991（平成3）年7月1日
	1992（平成4）年4月1日	1993（平成5）年4月1日
	1994（平成6）年4月1日	1995（平成7）年4月1日
	1996（平成8）年4月1日	1997（平成9）年4月1日
	1997（平成9）年10月1日	1998（平成10）年4月1日
	1999（平成11）年4月1日	2000（平成12）年4月1日
	2001（平成13）年4月1日	2002（平成14）年4月1日
	2003（平成15）年4月1日	2004（平成16）年4月1日
	2005（平成17）年4月1日	2006（平成18）年4月1日
	2007（平成19）年4月1日	2008（平成20）年4月1日
	2009（平成21）年4月1日	2010（平成22）年4月1日
	2011（平成23）年4月1日	2012（平成24）年4月1日
	2013（平成25）年4月1日	2014（平成26）年4月1日
	2015（平成27）年4月1日	

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として学術の教授研究を行うとともに、キリスト教の精神にしたがい、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的に、かつ責任をもって生活し得る女性を育成することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価に関する規程は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検および評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（情報の公表）

第2条の2 本学は教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

（教育研究上の目的）

第2条の3 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部、学科又は専攻ごとに〔別表1〕のとおり定めるものとする。

(本学の性格)

第3条 本学の性格は、リベラル・アーツ (Liberal Arts) の大学として規定する。

第2章 学部学科等の組織および学生定員

(学部学科等の組織及び学生定員)

第4条 本学に次の学部を置く。

学芸学部、現代社会学部、薬学部、看護学部、表象文化学部、生活科学部

2 前項の各学部に置く学科、専攻およびその学生定員は次の表のとおりとする。

学部	学科等	入学定員	編入学定員 (第3年次)	収容定員
学芸学部	音楽学科演奏専攻	75名	5名	310名
	音楽学科音楽文化専攻	40名	5名	170名
	情報メディア学科	120名	—	480名
	国際教養学科	80名	—	320名
現代社会学部	社会システム学科	300名	10名	1,220名
	現代こども学科	100名	—	400名
薬学部	医療薬学科	120名	—	720名
看護学部	看護学科	80名	—	320名
表象文化学部	英語英文学科	145名	5名	635名
	日本語日本文学科	120名	5名	520名
生活科学部	人間生活学科	80名	—	320名
	食物栄養科学科			
	食物科学専攻	55名	—	220名
	食物栄養科学科 管理栄養士専攻	80名	—	320名

(専攻科)

第4条の2 本学に音楽専攻科を置く。

2 音楽専攻科の学生定員は次のとおりとする。

音楽専攻科 入学定員 20名

収容定員 20名

3 音楽専攻科に関して必要な事項については、別に定める。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を春学期、秋学期の2学期に分ける。なお、期間については、別に定める本学の学年暦による。

2 1年間の授業は原則として35週にわたり行うものとする。ただし、定期試験等の期間を含む。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める日

(3) 創立記念日 11月29日

(4) キリスト降誕日 (クリスマス) 12月25日

(5) 春期、夏期および冬期休業に関しては、別に定める本学の学年暦による。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業その他を行うことがある。また、休業日は

臨時に定めることができる。

第4章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第9条 学部の修業年限は4年とする。

ただし、薬学部の修業年限は6年とする。

(在学年限)

第10条 学芸学部、現代社会学部、看護学部、表象文化学部および生活科学部の在学年限は8年を超えることができない。

ただし、第17条の規定により編入学した学生は、4年を超えて在学することができない。

また、第17条の2の規定により転入学した学生は、6年を超えて在学することができない。

2 薬学部の在学年限は12年を超えることができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校卒業生

(2) 中等教育学校卒業生

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(4) 高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認められたもの

(5) 大学への入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第150条に規定された者

(入学の出願)

第13条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて出願しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続および入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第16条 保証人は親権者（親権者のない者はこれに代わる者）とする。保証人は、当該学生在学中、本人にかかわる一切の件につき責任を負う。

2 保証人が転籍、転居したときは、ただちにその旨を届け出なければならない。保証人が死亡した時またはその資格を失った時は、新たに保証人を定めて保証書を提出しなければならない。

第6章 編入学・転入学・再入学および転学部転学科等

(編入学)

第17条 編入学志願者に対しては、選考の上、教授会の議を経て学長が第3年次に編入学を許可する。

2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学または高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

3 第1項により編入学した場合の単位の認定については、既修単位の一部または全部について行う。

(転入学)

第17条の2 転入学志願者に対しては、選考の上、教授会の議を経て学長が第2年次に転入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学または短期大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

3 第1項により転入学した場合の単位の認定については、既修単位の一部または全部について行う。

(再入学)

第18条 再入学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て学長が相当年次に入学を許可することができる。ただし、通算して所定の在学年限を超える場合は、志願することができない。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱い等については、教授会の議を経て学長が決定する。

(編入学・転入学および再入学の入学手続等)

第19条 編入学・転入学および再入学の入学手続等については、第13条、第15条第1項および第16条を適用する。

(転学部・転学科等)

第20条 所属する学部学科等から他の学部学科等に転じることを志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2 転学部・転学科等に関する必要事項は、別に定める。

第7章 休学・復学・退学・除籍および留学

(休学)

第21条 疾病その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、保証人連署の上、所定の期日までに学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間および復学)

第22条 休学期間は半年または1年とする。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第10条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその事由が消滅した場合は、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て学期始めより復学することができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第10条に定める在学年限を超えた者

(2) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(3) 第22条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(留学)

第25条 本学が定める他の大学または短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第9条および第10条の定める修業年限および在学年限に含めることができる。

留学に関する取扱いは、別に定める。

第8章 教育課程および履修方法等

(授業科目)

第26条 各学部の教育課程は、〔別表1〕のとおりとする。

2 授業科目は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行

うものとする。

- 3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 本学は、第2項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(学習の評価)

第28条 学習評価は、原則として各科目につき試験により行う。

- 2 学習の評価は100点法とし、60点以上を合格とする。また、秀、優、良、可等の評語をもって表わす。

(成績評価基準等の明示等)

第28条の2 本学は、学生に対して、授業の方法および内容ならびに一年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 第26条第3項の授業の方法により修得することができる単位は60単位を超えないものとする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したのものとして認定することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学した場合に準用する。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第30条の2 外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位および外国の大学または短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し修得した単位を、第30条第1項および第2項により認定した単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。

- 2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、第30条第1項および第2項ならびに前条第1項により本学において修得したのものとして認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、単位を認定することができる。

- 2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学以前に大学または短期大学において修

得した単位、および短期大学または高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修については、本学における授業科目の履修により修得したものととして認定することができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学・転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第1項および第2項、第30条の2第1項ならびに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学または短期大学で修得した単位の場合にも準用する。
- 4 前3項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(教育職員免許状の授与の所要資格取得)

第33条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める科目、および〔別表2〕に定める科目の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は次の表のとおりとする。

学部	学科等	教員の免許状の種類
学芸学部	音楽学科 演奏専攻	中学校教諭一種免許状（音楽） 高等学校教諭一種免許状（音楽）
	音楽学科 音楽文化専攻	中学校教諭一種免許状（音楽） 高等学校教諭一種免許状（音楽）
	情報メディア学科	高等学校教諭一種免許状（情報）
現代社会学部	社会システム学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	現代こども学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状
表象文化学部	英語英文学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
生活科学部	人間生活学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭）
	食物栄養科学科 食物科学専攻	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭）
	食物栄養科学科 管理栄養士専攻	栄養教諭一種免許状

(学校図書館司書教諭の資格取得)

第33条の2 司書教諭の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める小学校、中学校もしくは高等学校の教諭の教育職員免許状授与の所要資格を取得するために必要な単位を修得するとともに、〔別表2〕に定める科目の単位を修得しなければならない。

(司書の所要資格取得)

第33条の3 司書の所要資格を取得しようとする者は、図書館法および図書館法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

(博物館学芸員の資格取得)

第33条の4 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法および博物館法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

(栄養士免許状の授与の所要資格および管理栄養士国家試験受験資格の取得)

第34条 栄養士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、第36条の規定によるほか、栄養士法

および栄養士法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、第36条の規定によるほか、〔別表1〕に定める科目の単位を修得しなければならない。

(食品衛生管理者および食品衛生監視員の資格取得)

第35条 食品衛生管理者および食品衛生監視員の資格を取得しようとする者は、第36条の規定によるほか、〔別表1〕に定める科目の単位を修得しなければならない。

(保育士の資格取得)

第35条の2 保育士の資格を取得しようとする者は、第36条の規定によるほか、〔別表1〕に定める科目の単位を修得しなければならない。なお、保育士養成課程の履修については別に定める。

(看護師国家試験受験資格)

第35条の3 看護師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第36条の規定によるほか、〔別表1〕に定める科目の単位を修得しなければならない。

(保健師国家試験受験資格)

第35条の4 保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第36条の規定によるほか、〔別表2〕に定める科目の単位を修得しなければならない。なお、保健師国家試験受験資格を取得するために必要な事項は、別に定める。

第9章 卒業および学位

(卒業の要件)

第36条 本学学芸学部、現代社会学部、看護学部、表象文化学部、生活科学部を卒業するためには、4年以上在学し、〔別表1〕の教育課程および履修方法に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 本学薬学部を卒業するためには6年以上在学し、〔別表1〕の教育課程および履修方法に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。なお、進級制限に関する基準は別に定める。

3 他学部、他学科、他専攻科目および他の大学または短期大学との単位互換により修得した科目の単位は、卒業必要単位に算入することができる。必要な事項については、別に定める。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者には、次の区分により、学士の学位を授与する。

学部	学科等	学位
学芸学部	音楽学科演奏専攻	学士(音楽)
	音楽学科音楽文化専攻	学士(音楽)
	情報メディア学科	学士(情報メディア)
	国際教養学科	学士(国際教養学)
現代社会学部	社会システム学科	学士(社会システム)
	現代こども学科	学士(現代社会)
薬学部	医療薬学科	学士(薬学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)
表象文化学部	英語英文学科	学士(文学)
	日本語日本文学科	学士(文学)
生活科学部	人間生活学科	学士(生活科学)
	食物栄養科学科 食物科学専攻	学士(生活科学)
	食物栄養科学科 管理栄養士専攻	学士(生活科学)

第10章 教職員組織

(教職員組織)

第38条 本学に学長を置く。

2 本学に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員およびその他必要な職員を置く。

(教員の職務)

第39条 教授、准教授、講師および助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

2 教授、准教授、専任講師、助教は、授業科目の選択等に関し、アドバイザーとして学生の指導に当たるほか、課外活動の各分野に対し指導助言の責任を分担する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

第11章 教授会および評議会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。

2 教授会は教授をもって構成する。ただし、必要に応じて准教授、専任講師および助教を加えることができる。

3 教授会は次の事項を審議し、その方針を決定する。

- (1) 教育・研究に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学則・規程に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 学生の入学・退学・転学・休学・進級・卒業に関する事項
- (6) 学生活動および学生生活に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) その他、教授会において必要と認めた重要事項

(評議会)

第41条 本学に評議会を置く。

2 評議会は次の各号に掲げる評議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 部長、所長、研究科長、学科主任
- (3) 教授会から選任された教授5名

3 評議会は学長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 重要な制度および規則の制定改廃に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 人事に関する事項
- (5) 各学部その他の連絡調整に関する事項
- (6) その他、大学の運営に関する重要事項

第12章 名誉教授

(名誉教授)

第42条 本学において多年勤務し、教育上または学術上功績のあった者には名誉教授の称号を授与することができる。

名誉教授に関する規程は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第43条 本学の学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第44条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力が極めて劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 科目等履修生・聴講生および外国人留学生

(科目等履修生)

第45条 本学学生以外の者で、1または複数の授業科目を履修することを志願する者に対しては、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、教授会の議を経て科目等履修生として学長が履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、合格した科目については教授会の議を経て当該科目の単位を授与する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第46条 本学学生以外の者で、1または複数の授業科目を聴講することを志願する者に対しては、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、教授会の議を経て学長が聴講を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 学費および入学検定料

(学費の納入)

第48条 学生は、〔別表3〕に定める学費を指定期日までに納入しなければならない。ただし、別に定めるところにより分納することができる。

2 休学期間中は、休学在籍料のみを納入するものとする。

3 すでに納入した学費は返還しない。ただし、指定期日までに入学手続の取消を願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。

(学費の延納)

第49条 正当な事由により、学費を延納しなければならなくなった場合は、ただちにその旨を届け出て許可を得なければならない。

(学費の完納)

第50条 所定の学費を完納しなければ、卒業することができない。

(退学・停学の場合の学費)

第51条 学期の途中で退学する者の当該学期分の学費は全額徴収する。

2 停学期間中の学費は全額徴収する。

(入学検定料)

第52条 本学の入学検定料は、〔別表4〕のとおりとする。

第16章 附属施設

(研究教育施設)

第53条 本学は、図書館等必要な研究教育施設を置く。

2 各研究教育施設の規則は、別に定める。

(学寮)

第54条 本学に学寮を置く。

2 学寮に関する規則は、別に定める。

(厚生施設)

第55条 本学は、保健室等必要な厚生施設を置く。

第17章 公開講座

(公開講座)

第56条 学生および社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

本学則は2002（平成14）年4月1日からこれを適用する。

本学学芸学部英文学科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず1994（平成6）年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

本学家政学部家政学科、食物学科食物学専攻および食物学科管理栄養士専攻は、改正後の学則第4

条の規定にかかわらず1995（平成7）年3月31日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2000（平成12）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則第48条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

2000（平成12）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第26条第1項のほか、〔別表1—2〕に規定する授業科目および従前の学則によるものとする。

2000（平成12）年3月31日において、本学に在籍する者の教員の免許状授与の所要資格取得の取扱いに関しては、改正後の学則第33条第1項のほか、〔別表1—2〕に規定する授業科目および従前の学則によるものとする。

第4条の規定にかかわらず、1992（平成4）年度から1999（平成11）年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科等	入学定員	
		（1992（平成4）年度～1997（平成9）年度）	（1998（平成10）年度～1999（平成11）年度）
学芸学部	英語英文学科	300名	300名
	日本語日本文学科	150	150
	音楽学科演奏専攻	85	85
	音楽学科音楽文化専攻	45	45
生活科学部	人間生活学科	100	100
	食物栄養科学科食物科学専攻	90	70
	食物栄養科学科管理栄養士専攻	60	80
計		830	830

第4条の規定にかかわらず、2000（平成12）年度から2004（平成16）年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科等	入学定員				
		2000 （平成12）年 度	2001 （平成13）年 度	2002 （平成14）年 度	2003 （平成15）年 度	2004 （平成16）年 度
学芸学部	英語英文学科	295	290	210	205	200
	日本語日本文学科	187	184	136	133	130
	音楽学科演奏専攻	89	85	82	78	75
	音楽学科音楽文化専攻	46	45	43	42	40
現代社会学部	社会システム学科	400	400	400	400	400
生活科学部	人間生活学科	96	92	88	84	80
	食物栄養科学科食物科学専攻	67	64	61	58	55
	食物栄養科学科管理栄養士専攻	80	80	80	80	80

第7条第1項の規定にかかわらず、2002（平成14）年度については、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月29日まで

秋学期 9月30日から翌年3月31日まで

附 則

本学則は2003（平成15）年4月1日からこれを適用する。

第7条第1項の規定にかかわらず、2003（平成15）年度については、次のとおりとする。

春学期 4月1日から9月28日まで

秋学期 9月29日から翌年3月31日まで

〔別表1〕の規定にかかわらず、生活科学部食物栄養科学科管理栄養士専攻に2001（平成13）年度以前に入学した学生の教育課程および履修方法は、従前の学則によるものとする。

2003（平成15）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則第48条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。ただし、休学在籍料については、2003（平成15）年度以降在学の学生に適用する。

附 則

本学則は2004（平成16）年4月1日からこれを適用する。

2004（平成16）年3月31日において、本学に在籍する者の学習の評価に関しては、改正後の学則第28条第2項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2005（平成17）年4月1日からこれを適用する。

2005（平成17）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第26条第1項のほか従前の学則によるものとする。

2005（平成17）年3月31日において、本学に在籍する者の教員の免許状授与の所要資格取得の取扱いに関しては、改正後の学則第33条第1項のほか、従前の学則によるものとする。

2005（平成17）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則第48条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2006（平成18）年4月1日からこれを適用する。

2006（平成18）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第26条第1項のほか従前の学則によるものとする。

2006（平成18）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則第48条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2007（平成19）年4月1日からこれを適用する。

2007（平成19）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第26条第1項のほか従前の学則によるものとする。

2007（平成19）年3月31日において、本学に在籍する者の学費の取扱いに関しては、改正後の学則第48条第1項の規定にかかわらず、従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2008（平成20）年4月1日からこれを適用する。

2008（平成20）年3月31日において、本学に在籍する者の教育課程の取扱いに関しては、改正後の学則第26条第1項のほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2009（平成21）年4月1日からこれを適用する。

学則第26条第1項および第33条第1項に定める教育課程の取り扱いについては、2009（平成21）年度入学生より適用し、2008（平成20）年度以前の入学生は、別に定めるもののほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2010（平成22）年4月1日からこれを適用する。

学則第26条第1項および第33条第1項に定める教育課程の取り扱いについては、2010（平成22）年度入学生より適用し、2009（平成21）年度以前の入学生は、別に定めるもののほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2011（平成23）年4月1日からこれを適用する。

学則第26条第1項および第33条第1項に定める教育課程の取り扱いについては、2011（平成23）年度入学生より適用し、2010（平成22）年度以前の入学生は、別に定めるもののほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2012（平成24）年4月1日からこれを適用する。

学則第26条第1項および第33条第1項に定める教育課程の取扱いについては、2012（平成24）年度入学生より適用し、2011（平成23）年度以前の入学生は、別に定めるもののほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2013（平成25）年4月1日からこれを適用する。

学則第26条第1項および第33条第1項に定める教育課程の取扱いについては、2013（平成25）年度入学生より適用し、2012（平成24）年度以前の入学生は、別に定めるもののほか従前の学則によるものとする。

附 則

本学則は2014（平成26）年4月1日からこれを適用する。

学則第26条第1項および第33条第1項に定める教育課程の取扱いについては、2014（平成26）年度入学生より適用し、2013（平成25）年度以前の入学生は、別に定めるもののほか従前の学則によるものとする。

附則

本学則は2015（平成27）年4月1日からこれを適用する。

学則第26条第1項および第33条第1項に定める教育課程の取扱いについては、2015（平成27）年度入学生より適用し、2014（平成26）年度以前の入学生は、別に定めるもののほか従前の学則によるものとする。

1949（昭和24）年2月21日 文部省認可

〔別表 1〕

人材養成目的、教育課程および履修方法

科目名	履修単位
〔共通学芸科目〕	
○ 必修科目	
（現代こども学科）	
教育の原理	2
発達と学習の心理学	2
学校教育論	2
○ 選択科目	
（音楽学科、情報メディア学科、国際教養学科、社会システム学科、現代こども学科、医療薬学科、英語英文学科、日本語日本文学科、人間生活学科、食物栄養科学科）	
哲学 A	2
哲学 B	2
西洋の思想 A	2
西洋の思想 B	2
日本の思想 A	2
日本の思想 B	2
宇宙の科学	2
地球の科学	2
生命の科学	2
自然人類学	2
物質の科学	2
生活環境の科学	2
自然科学史	2
科学技術と人間	2
心理学 A	2
心理学 B	2
人格心理学	2
臨床心理学	2
薬の発明・発見史 I	2
薬の発明・発見史 II	2
女性のための医学	2
日本国憲法	2
国際社会と法	2
法と市民生活	2
国際関係論 A	2
国際関係論 B	2
国際社会と経済 A	2
国際社会と経済 B	2
日本経済のしくみ	2
人間と社会 A	2
人間と社会 B	2
異文化間コミュニケーション論	2
マスコミュニケーション論 A	2
マスコミュニケーション論 B	2
情報と社会	2
社会保障と福祉	2

介護概説	2
インターンシップ	2
インターンシップ I	2
女性と社会	2
日本女性史	2
外国文学と女性 A	2
外国文学と女性 B	2
日本文学と女性	2
ヨーロッパの歴史と文化 A	2
ヨーロッパの歴史と文化 B	2
日本の歴史と文化 A	2
日本の歴史と文化 B	2
日本文化論	2
文化交流史	2
文化人類学 A	2
文化人類学 B	2
アメリカ地域研究 A	2
アメリカ地域研究 B	2
アジア地域研究 A	2
アジア地域研究 B	2
日本古典芸能 A	2
日本古典芸能 B	2
美術史	2
音楽と諸芸術	2
音楽と社会	2
現代の音楽	2
映像文化論	2
京都の文化 A	2
京都の文化 B	2
京都の文化 C	2
京都の文化 D	2
京都の文化に触れる A	2
京都の文化に触れる B	2
京都の文化に触れる C	2
京都の文化に触れる D	2
京都の文化に触れる E	2
京都の歴史 A	2
京都の歴史 B	2
海外事情 (アメリカ)	4
海外事情 (イギリス)	4
海外事情 (ニュージーランド)	4
海外事情 (中国)	4
海外事情 (カナダ)	4
Japan Studies A	2
Japan Studies B	2
Japan Studies C	2
Japan Studies D	2
Japan Studies E	2
テーマ別講義	2
日本語教育能力検定	2

中国文化研究 A	2
中国文化研究 B	2
寄付講座	2
大学生生活とキャリアデザイン I	2
大学生生活とキャリアデザイン II	2
大学生生活とキャリアデザイン III	2
キャリアのための自己表現演習	1
(音楽学科、情報メディア学科、国際教養学科、社会システム学科、医療薬学科、英語 英文学科、日本語日本文学科、人間生活学科、食物栄養科学科)	
教育の原理	2
教育原理・学校教育論	2
発達と学習の心理学	2
学校教育論	2
(現代こども学科)	
保育原理	2
教職実践演習(幼・小)	2
[キリスト教・同志社関係科目]	
○ 必修科目	
聖書 A	2
聖書 B	2
○ 選択科目	
キリスト教の歴史 A	2
キリスト教の歴史 B	2
キリスト教の歴史 C	2
キリスト教文化論 A	2
キリスト教文化論 B	2
キリスト教文化論 C	2
キリスト教世界の探求 A	2
キリスト教世界の探求 B	2
キリスト教世界の探求 C	2
近代日本と同志社 A	2
近代日本と同志社 B	2
近代日本と同志社 C	2
近代日本と同志社 D	2
[外国語科目]	
○ 必修科目	
(音楽学科、情報メディア学科、人間生活学科、食物栄養科学科、日本語日本文学科)	
英語講読 I A	1
英語講読 I B	1
英語講読 II A	1
英語講読 II B	1
英語コミュニケーション I A	1
英語コミュニケーション I B	1
英語コミュニケーション II A	1
英語コミュニケーション II B	1
(社会システム学科、現代こども学科)	
英語講読 I A	1
英語講読 I B	1
英語コミュニケーション I A	1
英語コミュニケーション I B	1

(医療薬学科)

英語講読	I A	1
英語講読	I B	1
英語コミュニケーション	I A	1
英語コミュニケーション	I B	1
英語コミュニケーション	II A	1
英語コミュニケーション	II B	1
薬学英语	A	1
○ 選択科目		
初級フランス語基礎	I	1
初級フランス語基礎	II	1
初級フランス語演習	I	1
初級フランス語演習	II	1
初級ドイツ語基礎	I	1
初級ドイツ語基礎	II	1
初級ドイツ語演習	I	1
初級ドイツ語演習	II	1
初級中国語基礎		2
初級中国語演習		2
初級イタリア語基礎	I	1
初級イタリア語基礎	II	1
初級イタリア語演習	I	1
初級イタリア語演習	II	1
初級スペイン語基礎	I	1
初級スペイン語基礎	II	1
初級スペイン語演習	I	1
初級スペイン語演習	II	1
初級ハンデル基礎	I	1
初級ハンデル基礎	II	1
初級ハンデル演習	I	1
初級ハンデル演習	II	1
中級フランス語	I	1
中級フランス語	II	1
上級フランス語	I	1
上級フランス語	II	1
ラピートフランス語	I	1
ラピートフランス語	II	1
ラピートフランス語	III	1
ラピートフランス語	IV	1
中級ドイツ語	I	1
中級ドイツ語	II	1
上級ドイツ語	I	1
上級ドイツ語	II	1
ラピートドイツ語	I	1
ラピートドイツ語	II	1
ラピートドイツ語	III	1
ラピートドイツ語	IV	1
中級中国語	I	1
中級中国語	II	1
上級中国語	I	1

上級中国語 II	1
ラピート中国語 I	1
ラピート中国語 II	1
ラピート中国語 III	1
ラピート中国語 IV	1
中級イタリア語 I	1
中級イタリア語 II	1
中級スペイン語 I	1
中級スペイン語 II	1
中級ハングル I	1
中級ハングル II	1
総合日本語・日本事情 I	2
総合日本語・日本事情 II	2
薬学英语 B	1
医療薬学海外事情	1
Study Abroad : English I	2
Study Abroad : English II	2
Study Abroad : English III	2
Study Abroad : English IV	2
Study Abroad : English V	2
Study Abroad : English VI	2
Study Abroad : English VII	2
TOEFL I	2
TOEFL II	2
TOEFL III	2
TOEIC I	2
TOEIC II	2
TOEIC III	2
英語検定 I	2
英語検定 II	4
IELTS I	2
IELTS II	2
IELTS III	2
ドイツ語学修 I	2
ドイツ語学修 II	2
ドイツ語学修 III	2
フランス語学修 I	2
フランス語学修 II	2
フランス語学修 III	2
中国語学修 I	2
中国語学修 II	2
中国語学修 III	2
ハングル学修 I	2
ハングル学修 II	2
ハングル学修 III	2
イタリア語学修 I	2
イタリア語学修 II	2
イタリア語学修 III	2
スペイン語学修 I	2
スペイン語学修 II	2

スペイン語学修 Ⅲ	2
[スポーツ・健康科目]	
○ 選択科目	
体育実技 A	1
体育実技 B	1
スポーツ実習 A	1
スポーツ実習 B	1
からだの科学	2
ウエルネス健康論	2
食物と健康	2
スポーツ文化論	2

学芸学部
(略)

生活科学部
(略)

現代社会学部
(略)

表象文化学部
(略)

薬学部
(略)

看護学部

人材養成目的

看護学部は、建学の理念を踏まえ、リベラル・アーツ教育に基づいた豊かな教養、キリスト教主義に基づいた思いやりと倫理観を備え、国際的に通用する高度な専門性を発揮する能力を高めることにより、わが国の保健・医療や福祉分野の充実・発展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

看護学部 看護学科

人材養成目的

看護学科は、保健、医療、福祉等の場で活躍できる質の高い看護実践能力をもち、幅広い教養と人間性、国際性を兼ね備えた、質の高い看護職者を養成することを目的とする。

科目名

履修単位

[専門基礎科目]	
○ 必修科目	
(人体の構造と機能科目)	
体のしくみ	2
基盤病理学	2
微生物学・免疫学	2
基礎栄養学	2
基礎薬理学	2
外科疾病・治療学	2
内科疾病・治療学	2
こころのしくみと保健医療	2
成育医療学	2

(健康支援と社会保障科目)	
疫学	2
公衆衛生学	2
看護と法律	2
○ 選択科目	
(人体の構造と機能科目)	
健康心理学	2
(健康支援と社会保障科目)	
家族関係論	2
保健医療システム論	2
保健医療統計	2
[専門科目]	
○ 必修科目	
(看護基盤科目)	
看護学概論	2
看護理論	1
ヘルスアセスメント	1
フィジカルアセスメント	1
生活援助技術	2
診療補助技術	2
看護過程論	1
看護コミュニケーション論	1
睡眠改善学	2
基礎看護学実習Ⅰ	1
基礎看護学実習Ⅱ	2
(看護展開科目)	
成人看護学概論	2
成人急性期看護援助論	1
成人リハビリテーション期看護援助論	1
成人慢性期看護援助論A	1
成人慢性期看護援助論B	1
がん看護援助論	1
成人急性期看護学実習	3
成人慢性期看護学実習	3
精神看護学概論	2
精神看護援助論A	1
精神看護援助論B	1
精神看護学実習	2
母子保健看護概論	2
小児看護援助論A	1
小児看護援助論B	1
小児看護学実習	2
ウイメンズヘルス援助論A	1
ウイメンズヘルス援助論B	1
ウイメンズヘルス実習	2
高齢者看護学概論	2
高齢者看護援助論A	1
高齢者看護援助論B	1
高齢者看護学実習	3
在宅看護援助論A	1
在宅看護援助論B	1
在宅看護学実習	2
公衆衛生看護学概論	2
健康教育論	1
国際保健	1
国際看護活動論	1
(看護探究科目)	

卒業研究Ⅰ	1
卒業研究Ⅱ	2
卒業研究Ⅲ	2
看護実践総合演習Ⅰ	1
看護実践総合演習Ⅱ	1
看護実践総合演習Ⅲ	1
看護実践総合演習Ⅳ	1
看護実践総合実習（アドバンス）	3
看護倫理	1
看護マネジメント	1
○ 選択科目	
（看護探究科目）	
学校保健	2
近代看護教育の歴史	1
看護キャリアデザイン論	1
災害看護論	1
セルフケア支援論	1
終末期看護論	1
補完代替医療	1
臨床遺伝学と看護	1
セーフティプロモーション論	1
〔公衆衛生看護学関連科目〕	
○ 選択科目	
地域保健活動システム論	1
家族相談援助論	1
公衆衛生看護活動論Ⅰ	1
公衆衛生看護活動論Ⅱ	1
公衆衛生看護方法論Ⅰ	1
公衆衛生看護方法論Ⅱ	1
公衆衛生看護管理	1
公衆衛生看護展開論演習	1
公衆衛生看護学実習Ⅰ	2
公衆衛生看護学実習Ⅱ	3
〔養護教諭関連科目〕	
○ 選択科目	
養護概説	2
教職実践演習（養護教諭）	2
養護実習	5

履修方法（看護学科）

必修科目109単位、選択科目17単位、選択科目の最低履修単位数を超える修得単位数2単位以上、計128単位以上履修しなければならない。

卒業単位一覧表

授業区分	必修・選択の区分	
	必修	選択
基礎教育科目（〔専門基礎科目〕）	24	2
入門・概論科目（〔専門科目〕）	12	
応用・各論科目（〔専門科目〕）	58	3
共通学芸科目		8
キリスト教・同志社関係科目	4	2
外国語科目	6	
スポーツ・健康科目		2
卒業研究（〔専門科目〕）	5	
選択科目の最低履修単位数を超える修得単位数		2
合計	109	19
	128	

〔別表 2〕

I 教科又は教職に関する科目

(略)

II 栄養に係る教育に関する科目 (栄養教諭課程)

(略)

III 養護に関する科目 (養護教諭課程)

科目名	履修単位
疫学	2
公衆衛生学	2
学校保健	2
養護概説	2
公衆衛生看護学概論	2
健康教育論	1
基礎栄養学	2
体のしくみ	2
微生物学・免疫学	2
基礎薬理学	2
精神看護学概論	2
看護学概論	2
ヘルスアセスメント	1
フィジカルアセスメント	1
生活援助技術	1
母子保健看護概論	2
災害看護論	1
基礎看護学実習 I	1
小児看護学実習	2

IV 教職に関する科目 (中等教育課程)

(略)

V 教職に関する科目 (栄養教諭課程)

(略)

VI 教職に関する科目（養護教諭課程）

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	各科目に含める必要事項	本学で開設する授業科目名	単位	履修方法	備考
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等 	教職論	2	必修	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	必修	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達と学習の心理学	2	必修	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	学校教育論	2	必修	
教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	1	必修	
	・道徳及び特別活動に関する内容	道徳教育論	2	必修	
		特別活動論	1	必修	
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法及び技術	2	必修		
生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	必修	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育カウンセリング	2	必修	
養護実習		養護実習	5	必修	（事前・事後指導を含む）
教職実践演習		教職実践演習（養護教諭）	2	必修	

VII 現代社会学部現代こども学科 教職に関する科目（初等教育課程）
（略）

VIII 学校図書館司書教諭課程
（略）

IX 保育士課程
（略）

X 保健師課程

必修科目

本学で開設する授業科目名	単位	履修方法	備考
疫学	2	必修	
公衆衛生学	2	必修	
保健医療システム論	2	必修	
保健医療統計	2	必修	
看護コミュニケーション論	1	必修	
公衆衛生看護学概論	2	必修	
健康教育論	1	必修	
国際保健	1	必修	
地域保健活動システム論	1	必修	
家族相談援助論	1	必修	
公衆衛生看護活動論 I	1	必修	
公衆衛生看護活動論 II	1	必修	
公衆衛生看護方法論 I	1	必修	
公衆衛生看護方法論 II	1	必修	
公衆衛生看護管理	1	必修	
公衆衛生看護展開論演習	1	必修	
公衆衛生看護学実習 I	2	必修	
公衆衛生看護学実習 II	3	必修	
学校保健	2	必修	

〔別表3〕

学費

(単位：円)

学部・学科等名		入学金	授業料	教育充実費	実験実習料
学芸学部 音楽学科 演奏専攻	初年度	260,000	1,122,000	300,000	70,000
	2年次以降	—	1,258,000	300,000	70,000
音楽学科 音楽文化専攻	初年度	260,000	1,030,000	300,000	70,000
	2年次以降	—	1,158,000	300,000	70,000
学芸学部 情報メディア学科	初年度	260,000	856,000	300,000	130,000
	2年次以降	—	988,000	300,000	130,000
学芸学部 国際教養学科	初年度	260,000	760,000	300,000	—
	2年次以降	—	910,000	300,000	—
現代社会学部 社会システム学科	初年度	260,000	742,000	300,000	—
	2年次以降	—	874,000	300,000	—
現代社会学部 現代こども学科	初年度	260,000	823,000	300,000	28,000
	2年次以降	—	947,000	300,000	28,000
薬学部 医療薬学科	初年度	260,000	1,100,000	300,000	600,000
	2年次以降	—	1,340,000	300,000	600,000
看護学部 看護学科	初年度	260,000	1,190,000	300,000	—
	2年次以降	—	1,420,000	300,000	—
表象文化学部 英語英文学科	初年度	260,000	742,000	300,000	—
	2年次以降	—	874,000	300,000	—
表象文化学部 日本語日本文学科	初年度	260,000	750,000	300,000	—
	2年次以降	—	874,000	300,000	—
生活科学部 人間生活学科	初年度	260,000	823,000	300,000	28,000
	2年次以降	—	947,000	300,000	28,000
生活科学部 食物栄養科学科 食物科学専攻	初年度	260,000	856,000	300,000	51,000
	2年次以降	—	988,000	300,000	51,000
食物栄養科学科 管理栄養士専攻	初年度	260,000	923,000	300,000	60,000
	2年次以降	—	1,055,000	300,000	60,000

休学在籍料

1年休学 120,000円

半年休学 60,000円

科目等履修生

登録料（継続して履修の場合は初年度のみ） 24,000円

受講料（1単位当たり） 10,000円

ただし、本学大学院生及び専攻科生が履修する場合は、登録料及び受講料は無料とする。

聴講生

聴講料（1科目当たり） 8,000円

ただし、本学大学院生及び専攻科生が聴講する場合は、聴講料は無料とする。

〔別表 4〕

入学検定料 35,000円

大学入試センター試験を利用する入学試験の検定料 15,000円

転入学生及び編入学生の入学金は、260,000円とし、学費は、転入学又は編入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。

ただし、本学及び本学短期大学部卒業生に限り、入学金は2分の1とする。

同志社女子大学教授会規程

1969年8月1日
制定施行

改正 2000年2月26日
2009年3月28日

2006年12月16日

- 第1条 教授会は、本学の教育・研究に関する基本方針を審議決定する機関である。
- 第2条 教授会は、教授をもって構成する。ただし、学則第40条ただし書きの規定に基づき、准教授、専任講師及び助教を加えるものとする。
- 第3条 教授会は、次の事項を審議し、その方針を決定する。
- (1) 教育・研究に関する事項
 - (2) 教育課程に関する事項
 - (3) 学則及び規程に関する事項
 - (4) 教員の人事に関する事項
 - (5) 学生の入学、退学、転学、休学、進級及び卒業に関する事項
 - (6) 学生活動及び学生生活に関する事項
 - (7) 学生の賞罰に関する事項
 - (8) その他、教授会において必要と認めた重要事項
- 第4条 教員の採用、昇任を審議する場合及び学長が特に必要と認めた場合は、准教授、専任講師及び助教を加えない。
- 第5条 学長は教授会を招集し、その議長となる。
- 2 学長に事故があるときは、教授会において互選されたものが議長を代行する。
 - 3 教授会には、総務部長が陪席する。また、書記（職員）1名を置き学長がこれを委嘱する。
- 第6条 教授会は、原則として月1回定められた曜日に開く。このほか、学長が必要と認めたとき、又はその構成員の5分の1以上の要求があるときは、臨時教授会を開くことができる。
- 第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。ただし、構成員には、休職、休業、在外研究及び国内研究中の者は含めない。
- 第8条 教授会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、票決の場合は、有効投票数の過半数を必要とするものとする。可否同数のときは、議長が決定する。白票は、有効投票に含めない。
- 2 教員の採用及び昇任を審議する場合は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、票決の場合は有効投票数の3分の2以上の同意を必要とするものとする。白票は、有効投票に含めない。
- 第9条 議長は必要があるときは、他の教職員を会議に出席させ説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。